

## 第1号様式（第3関係）

### 豊山町特別職報酬等審議会 議事録

#### 1 開催日時

平成28年2月8日（月）

午前9時30分から午前10時5分まで

#### 2 開催場所

豊山町役場 4階 委員会室

#### 3 出席者

委員：浅井恵子（とよやま女性の会 会長）

安藤茂市（尾張中央農業協同組合 代表理事組合長）

伊神憲司（名古屋空港ビルディング株式会社 総務部長）

岡島敬司（元区長）

鍵谷友宏（東濃信用金庫 豊山支店 支店長）

河村君枝（豊山町心身障害者福祉協会 役員）

小坂芳則（名果株式会社 代表取締役社長）

小塚美知子（一般社団法人名古屋西法人会 北名古屋・豊山支部  
豊山グループ長）

永田振一（愛知銀行 豊山支店 支店長）

細野清（豊山町商工会 会長）

事務局：鈴木幸育（町長）

安藤光男（総務部長）

小川徹也（総務課長）

林真吾（総務・人事係長）

水野将徳（総務・人事係主査）

#### 4 議題

(1) 会長の選任について

(2) 特別職の報酬等について

## 5 会議資料

- (1) 豊山町特別職報酬等審議会次第
- (2) 平成27年度 豊山町特別職報酬等審議会委員名簿
- (3) 豊山町特別職報酬等審議会条例
- (4) 資料1 一般職給料改定率
- (5) 資料2 豊山町特別職・議会議員報酬額等改定状況表
- (6) 資料3 近隣自治体（町）における特別職・議会議員報酬等一覧表  
（平成27年4月1日現在）
- (7) 資料4 豊山町における特別職・議会議員の報酬等（平成27年度年額）

## 6 議事内容

総務課長	<p>改めまして、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、豊山町特別職報酬等審議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、総務課長の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず初めに、委員の皆様へ委嘱状の伝達を行います。</p> <p>委嘱状につきましては、自席においてお渡しさせていただきますので、順次、お受け取りいただきますようよろしくお願いいたします。</p>
	(辞令伝達)
総務課長	<p>ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>委員名簿の順に、ご紹介させていただきます。</p> <p>浅井委員でございます。(以下、名簿順に紹介)</p> <p>次に、町側の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>鈴木町長でございます。(以下、名前を読み上げて紹介)</p> <p>ここで、町長からごあいさつを申し上げます。</p>
町長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>平素は、町行政の推進につきまして、ご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、特別職報酬等審議会を開催いたしましたところ、ご多忙にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、本審議会の委員就任をお願いいたしましたところ、快く引き受けていただいたこと、重ねて御礼申し上げます。</p>

	<p>さて、本町の特別職、議員の報酬等の金額につきましては、本審議会 の答申に基づきまして、昨年度、引き上げを行った常任委員会委員長の 報酬を除き、平成24年4月から現在の額を適用しております。</p> <p>本日の諮問につきましては、平成27年の人事院勧告における給与改 定率、近隣市町の改定状況及び本町における過去の改定状況を踏まえ、 現行と同額とする案といたしております。</p> <p>本諮問につきまして、委員の皆様方から忌憚のない御意見を頂戴し、 最終的な答申をいただきたいと思っております。</p> <p>限られた時間ではございますが、十分に検討していただきますよう、 よろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせ ていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは、審議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>次第、委員名簿がそれぞれ1枚ずつ、事前にお渡ししました審議会条 例1枚、資料1から資料4までをまとめたものが1部です。</p> <p>落丁又は不足等がございましたら、申し出いただきますようお願いい たします。よろしいでしょうか。</p> <p>ここで、担当から審議会条例の概要につきまして、説明させていただ きます。</p>
<p>担 当</p>	<p>それでは、私の方から、先日送付させていただきました、豊山町特別 職報酬等審議会条例につきまして、説明させていただきます。</p> <p>お手元の条例をご覧ください。</p> <p>第1条の内容でございます。こちらは、議員報酬をはじめ、町長、副 町長及び教育長の給料を審議するため、本審議会を置くことを定めたも のでございます。</p> <p>続いて第2条でございます。本審議会の所掌事務を規定したものであ ります。内容としましては、議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長 の給料の額を議会に提出するときは、審議会の意見を聞くものとしてお ります。</p> <p>続きまして第3条でございます。こちらは、委員について規定したも のでございます。委員の構成は10名以内とし、また町内の公共的団体 等の代表者及びその他住民の方から必要のつど任命し、この審議が終了 しましたら、解任ということになります。</p> <p>第4条以降につきましては、会長の選出方法及び会議の招集等につい</p>

	<p>て規定したものでございます。</p> <p>なお、法改正により、今まで一般職であった教育長の身分が特別職となったため、先ほど説明させていただきましたとおり、新たに教育長の給与についても本審議会の対象となっております。ただし、現在の教育長に限り、任期が満了する日までは、一般職のままの取扱いとなりますので、今年度の審議対象には含まれておりませんのでご了承ください。</p> <p>以上で、条例の説明を終わります。</p>
総務課長	<p>なお、本日の審議会の内容につきましては、守秘義務がございますので、その点について、重ねてご協力お願い申し上げます。</p> <p>次に議題にはいります。ただいま説明させていただきました、条例第5条の規定に基づき、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となっております。</p> <p>ただ今の出席委員は、10名中10名ですので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>次に、条例第4条の規定に基づきまして、会長の選任をお願いしたいと存じます。</p> <p>会長の選任につきましては、委員の互選となっておりますので、委員より推薦をお願いしたいと思います。</p>
A 委員	B 委員を会長に推薦させていただきます。
総務課長	ただ今、B 委員を会長にと推薦がありましたが、皆様よろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声)
総務課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、B 委員に会長をお願いいたしますので、B 委員につきましては、会長席に移動していただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここで、会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会 長	<p>改めて、おはようございます。審議会の会長に推挙いただきましたBと申します。</p> <p>なにぶん不慣れでありますので、議事進行にはご協力いただきますことをお願いして挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
総務課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、町長から会長に特別職報酬等の額の改正について、諮問書をお渡しいたします。</p>

町 長	<p>(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡すと同時に、事務局から各委員に諮問書の写しを配付)</p> <p>&lt;諮問内容&gt;</p> <p>特別職の報酬等について、現行と同額とする。</p> <p>(現行の月額)</p> <p>町長 829,000円、副町長 685,000円、 議長 377,000円、副議長 302,000円、 常任委員会委員長 292,000円、議員 282,000円</p>
総務課長	<p>ここで、諮問案につきまして、担当からご説明を申し上げます。</p>
担 当	<p>それでは、私の方から、今、お配りさせていただきました諮問案につきまして、説明させていただきます。</p> <p>諮問案につきましては、今から説明する3点に基づき作成しております。</p> <p>1点目は、人事院勧告に伴う給与改定率の反映であります。</p> <p>平成27年の人事院勧告は、民間給与との較差等に基づき0.4%を増額改定するという内容になっております。</p> <p>詳しくは、後ほど改めて説明させていただきます。</p> <p>2点目は、近隣自治体における改定状況であります。</p> <p>諮問案を作成するにあたり、北名古屋市をはじめ9市町に対し、報酬等の改定状況を確認した結果、6団体が「平成27年人事院勧告の反映なしのため据置」、1団体が「反映」、2団体が「未定」という回答をいただいております。</p> <p>3点目は、本町における過去の改定状況であります。</p> <p>減額改定となった平成26年の人事院勧告の給与改定率の反映について、激変緩和の経過措置により平成29年度末までは現行月額が保障されることから、昨年度の審議会におきましては、諮問どおり、据置という内容の答申をいただいております。</p> <p>以上3点を踏まえまして、本諮問案は、現行と同額としております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
総務課長	<p>ここで、町長は一時退席いたしますので、よろしくお願いたします。</p>
	<p>(町長退席)</p>
総務課長	<p>それでは、特別職の報酬等について審議をお願いいたします。議事の取り回しにつきましては、会長をお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、議事を進めさせていただきますので、進行にご協力お願い</p>

	<p>します。</p> <p>今、諮問を受け、概要について説明していただいたところですが、資料の内容について、事務局から深く説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
担 当	<p>先程、諮問案について概要を説明させていただきましたが、事前にお配りしました資料について、詳しく説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず、資料1をご覧ください。</p> <p>資料1は、人事院勧告における一般職の給料改定率に関する資料でございます。</p> <p>平成27年の人事院勧告における民間給与との較差等に基づく「一般職の改定率」は、0.4%でした。</p> <p>この改定率は、民間給与と国家公務員全体との格差に基づくものではなく、国家公務員のうち一般職の職員と民間給与との格差に基づく平均改定率でございます。</p> <p>なお、平成26年の人事院勧告における給料改定率については、昨年度開催の報酬審議会において、反映を見送っているため、併せて表記しております。</p> <p>例年、人事院は、民間給与との較差分につきまして、給与に反映するよう勧告を行いますが、平成26年につきましては、官民較差分の0.3%の増額改定のほか、給与制度の総合的見直しにより、地域の民間給与水準を踏まえ、地域間及び世代間の給与配分を見直すため、2.0%の減額改定も勧告されております。</p> <p>過去の改定実績につきましては、昨年度の報酬審議会増額の答申をいただいた常任委員会委員長を除き、平成23年度の報酬審議会における答申に基づき、資料下段の表の一番左側にお示ししました現行月額を平成24年4月1日から適用しております。</p> <p>現在の金額につきましては、町長829,000円、副町長685,000円、議長377,000円、副議長302,000円、常任委員会委員長292,000円、議員282,000円となっております。</p> <p>なお、町長の給料につきましては、町長の3期目の任期開始日であり、平成25年8月6日から、給料の特例に関する条例に基づき、給料月額を10%カットしておりますので、実際の支給額は異なります。</p> <p>資料下段の表中の参考月額は、平成26年及び平成27年の人事院勧告における給料改定率を反映させた結果の金額です。</p>

	<p>次に資料2をご覧ください。</p> <p>資料2は、平成3年10月1日適用から現在までの特別職、議員の改定額の一覧表となっております。最新の改定実績は、平成24年4月1日となっております。なお、ここで言う改定率は、人事院勧告における平均改定率ではなく、実際の改定率となっております。</p> <p>続きまして、資料3をご覧ください。</p> <p>尾張管内には、豊山町のほかに、東郷町、大口町、扶桑町の3町があります。資料3は、豊山町を含めた尾張管内4町の、平成27年4月1日現在における特別職、議員の報酬等月額について一覧にした表でございます。行政規模を比較するため、参考として、議員定数、人口、行政面積についても記載しております。</p> <p>町長の給料月額につきましては、最大885,000円から最小であります本町の829,000円まで、56,000円の差があります。</p> <p>副町長では、28,000円、議長では、12,000円、副議長では、19,000円、常任委員会委員長では、19,000円、議員では12,000円の差があります。</p> <p>最後に、資料4をご覧ください。</p> <p>資料4につきましては、豊山町における特別職、議員の平成27年度年収額の一覧表となっております。</p> <p>平成27年の人事院勧告では、一般職の勤勉手当の支給率が0.1月引き上げられ、特別職についても、国の一般職のうち指定職に準じまして、0.05月の引き上げとなりました。</p> <p>この結果を受け、本町におきましても、平成28年3月議会において、一般職の勤勉手当の支給率及び特別職の期末手当の支給率を引き上げる条例改正を提案する予定であります。</p> <p>以上簡単でございますが、資料に関する説明を終わらせていただきます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、事務局から資料の内容について説明をいただきましたが、ご質問、ご意見のある方の、ご発言をお願いします。</p>
A 委 員	<p>以前ご説明いただいていたかもしれませんが、町長の給料月額10%カットは、いつまでかというのは決まっているのでしょうか。</p>
会 長	<p>事務局、お願いします。</p>
担 当	<p>町長の3期目の公約でありますので、その任期中に限り10%カット</p>

	となっております。
担 当	<p>今の回答について補足させていただきます。</p> <p>町長の任期中と説明させていただきましたが、現行の任期が平成25年8月6日から平成29年8月5日までとなっております。この期間について、特別職の給料の特例条例で10%カットについて規定しておりますので、この条例が廃止されるまでは10%のカットを続ける予定でございます。</p>
A 委 員	ありがとうございます。
会 長	他に特にご発言も無いようですので、人事院勧告と近隣市町の状況を踏まえた諮問のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委 員	(異議なしの声)
会 長	<p>ありがとうございました。それでは協議した結果、諮問どおり答申させていただくということで承認とさせていただきたいと思います。</p> <p>事務局の方で答申書を作成していただきますので、5分ほど休憩とさせていただきます。よろしくをお願いします。</p>
	(答申書作成)
	(町長再出席)
会 長	<p>それでは、会議を再開させていただきます。</p> <p>先程、審議していただいたとおり、答申を決定させていただきましたので、町長へお返ししたいと思います。</p> <p>(会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付)</p> <p>&lt;答申内容&gt;</p> <p>特別職の報酬等について、現行と同額とする。</p> <p>(現行の月額)</p> <p>町長829,000円、副町長685,000円、 議長377,000円、副議長302,000円、 常任委員会委員長292,000円、議員282,000円</p>
町 長	ありがとうございました。尊重させていただきます。
会 長	事務局、その他、何かありますか。
総務課長	事務局からは特にございません。
会 長	委員の皆様の方からありますか。
委 員	(特になし)



会 長	<p>それでは、ご協力大変ありがとうございました。これで会長の役を降りさせていただきます。</p>
町 長	<p>ありがとうございました。</p>
総務課長	<p>長時間にわたり、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。本日の審議会は、これで終了させていただきます。</p> <p>ここで、町長からお礼のごあいさつを申し上げます。</p>
町 長	<p>皆様にご審議いただきまして、特別職報酬等審議会の答申をいただき、ありがとうございました。我々も、心新たにしながら、答申を尊重し、進めて参りたいと思っております。ありがとうございました。</p>
総務課長	<p>最後になりますが、本日の会議における報酬のお支払いと、本審議会の案内通知文において、事前をお願いさせていただいております、マイナバーの確認書類の回収を行いますので、いましばらく、自席でお待ちいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>